

## 第三者評価結果（児童養護施設 相模原南児童ホーム）

種別	児童養護施設
----	--------

### ①第三者評価機関名

NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部
--

### ②評価調査者研修修了番号

SK15068
SK15064
SK15063

### ③施設名等

名称：	社会福祉法人中心会 相模原南児童ホーム
施設長氏名：	曾我 幸央
定員：	45名
所在地(都道府県)：	神奈川県
所在地(市町村以下)：	相模原市南区新戸905-1
T E L：	046-251-5590
U R L：	http://sagamihara-minami.chusinkai.net/
<b>【施設の概要】</b>	
開設年月日	2014/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人中心会
職員数 常勤職員：	25名
職員数 非常勤職員：	2名
専門職員の名称（ア）	社会福祉士
上記専門職員の人数：	3名
専門職員の名称（イ）	保育士
上記専門職員の人数：	9名
専門職員の名称（ウ）	児童指導員
上記専門職員の人数：	9名
専門職員の名称（エ）	臨床心理士
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（オ）	栄養士
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（カ）	
上記専門職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	5ユニット 1ユニットに児童居室8部屋（全室個室）
施設設備の概要（イ）設備等：	1ユニットにリビングルーム、ダイニングルーム、風呂2か所、トイレ3か所、洗面所
施設設備の概要（ウ）：	相談室2か所 静養室 心理療法室2か所 図書室・書庫
施設設備の概要（エ）：	親子訓練室2か所 地域交流室

### ④理念・基本方針

<p><b>【私たちの使命】</b>          私たちは、私たちが活動する地域社会において、自分や自分の大切な人が抱える心身の障害や生活環境上の問題によって、様々な「不自由」「生きにくさ」を現に経験し、または経験するだろうリスクを有する人々に対して、適切な専門性の担保された養護、介護、及びこれに関連する諸サービスを提供することを通じて、誰もが自分の存在に誇りを持ち、生きる喜びを享受するとともに、自分の家族や隣人の存在を素直に喜ぶことができる社会づくりに貢献します。</p> <p><b>【私たちの目指す姿】</b>          私たちは、常に前向きであり、成長すること、困難に立ち向かうこと、人の幸福に貢献することにこのうえのない喜びを感じる職員集団による、調和と活力に満ちた働きによって、私たちが活動する地域社会において、養護、介護、及び関連する諸サービスのもっとも信頼される提供者となることを目指します。</p> <p><b>【私たちの信念】</b>          尊厳・私たちは、すべての人間は、一人ひとりが「かけがいのない存在」であり、生きる価値を有するということを信じます。公正・私たちは、私たちが地域社会において存在するためには、私たちの行う行動が常に公正なものでなければならないと信じます。有能・私たちは、私たちの使命を実現するためには、私たちが、私たちの能力を常に向上させるために努力し、私たちの提供する養護、介護、及びこれに関連する諸サービスをより効果的なものとする必要があると信じます。協働・私たちは、私たちの使命を実現するためには、私たちが、私たちの活動する地域社会に根を張り、地域社会を育てるとともに、地域社会に支えられるという、協働の精神を重んじるべきであると信じます。革新・私たちは、私たちの使命を実現するためには、既存概念にとらわれず、新しい発想のもとで組織運営に取り組む努力が永続的に必要であると信じます。</p>
--

### ⑤施設の特徴的な取組

乳児院との合築施設で全室小規模ユニット（6人～8人）で運営している。特定の養育者との愛着関係や基本的な信頼関係を基盤に切れ目のない養育支援を行っている。全室個室を完備しており、入所児童に対し、プライベートな空間を確保している。地域の子育て支援として、ショートステイ、親子サロンの開催、子育て相談等の支援も行っている。法人の取り組みとして、中間就労支援、生活困窮者の支援（かながわライフサポート）も行っている。
--

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2015/4/13
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2016/2/23
受審回数	0回
前回の受審時期	平成 年度

## ⑦総評

### ◇特に評価が高い点

#### 1. 子ども一人一人を大切にされた家庭の支援

・子どもたちは1ユニットに同年代3～8名が、リビングやキッチンのある家庭的な環境の中で生活しています。子どもたち全員に、学習机やロッカーのある個室を設け、一人一人の居場所を確保しています。食事は栄養士が作成した献立表を基に、各ユニットで担当職員が調理をし、夕食時はユニットの子どもが担当職員と一緒に食卓を囲み、会話を楽しんでいます。職員は日常での関わりの中で子ども一人一人の意向の把握を基本としながら、児童相談所や病院への通所や通院時に個別の時間をとり、また、定期的な子ども面接や心理相談で子どもの声を聞き、出来る限り意向に沿うように、子どもと向き合っています。アセスメントや自立支援計画策定時には、職員が日常把握した子どもの意向をもとに多職種の職員で「プラン検討会」を行い、さらに、養育・支援に関わる担当職員は心理担当職員や家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、児童相談所職員からスーパービジョンを受けながら、子どもにとって適切な対応がとれるよう検証し、支援を行っています。

#### 2. 養育・支援の質の向上を目指す取り組み

・施設では、子どもたちが将来の夢を持ち、安心して楽しく有意義に生活するための活動（サウス・ピース・プロジェクト）を開始し、『子どもの暴言・暴力をなくすこと、自分自身を大切にすること』に取り組んでいます。具体的な活動は、定期的に子どもと職員が面接を行い、子どもからの意見を把握して評価・検証したり、暴言や暴力に関する問題の検討・対策について職員間で協議し、子どもの生活がより良いものとなるよう取り組んでいます。この活動には、子どもたちが通う幼稚園や小・中学校教員や児童相談所職員に集いや会議に参加してもらい、内容や情報を共有して子ども理解を深め、養育・支援の向上につなげています。

・子どもの養育・支援について、職員は毎月、定期的に「業務要領書の手順理解」、「態度・マナー」、「0JTチェックリスト」の自己評価を行い、評価結果からの課題について勉強会を開催し、養育・支援が適切に行われているかを組織全体で振り返り、個々の職員が日常で問題を抱え込まないようチームで対応し、施設全体で問題に取り組む体制をとり、支援にあたっています。

#### 3. 地域福祉の積極的な取り組み

・施設は相模原市の関係機関と連携して主任児童委員会、要保護児童対策地域協議会等に参加して地域の福祉ニーズを把握し、一時的な養育困難家庭に向けての子育て短期支援事業「ショートステイ」の実施や緊急一時保護を受け入れるほか、会議室の貸し出しや施設開放事業として親子サロン「みなみっこ」を毎月2回開催するなど、地域福祉に取り組んでいます。また、子どもたちは、大風祭りやいもほり、稲刈りなど地域の行事に参加するとともに、ボランティアとして芝桜下草刈りに職員と共に参加し、地域との関係構築に努めています。

### ◇改善が求められる点

#### 1. 子どもが相談したり意見を述べやすい環境の整備を

・入所時に子どもや保護者に説明する「生活の手引き」には苦情解決の方法として職員への相談ができることを明記していますが、さらに、子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手が選べることについて分かりやすく記載し、子どもや保護者に配付や掲示して周知することが望まれます。

#### 2. 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応の整備を

・被措置児童等虐待防止について対応マニュアルや届け出の仕組みはありますが、子ども自らが訴えることができるよう資料を用いた説明や掲示などは用意されていません。入所後も、児童相談所と連携を図り、被措置児童等虐待の届出・通告について子どもに説明し、子どもが意見表明できるよう「子どもの権利ノート」について再度説明し、はがき活用等を含め、周知することが求められます。

#### 3. 職員の意思統一のための継続した研修を

・子どもの権利擁護については、設置法人の管理規程に記載し、職員会議で事例を基に理解を深める努力をしていますが、経験年数の短い職員が多く在職する中、子どもへの処遇が同じ基準、価値観で行われていない現状があります。権利擁護に関する規程やマニュアルを見直し、継続して研修を実施することが望まれます。また、プライバシー保護や権利擁護について職員がどのように取り組んでいるか、保護者や子どもに周知することが望まれます。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

開設二年目に第三者評価を受審しました。「職員皆で第三者評価を受け、第三者から施設を見てもらい、忌憚のない意見を言ってもらおう」と、職員皆に説明し、取り組みました。入職二年目という若い職員が多い中、指摘事項も多いのかと思いましたが、取り組みで良い点が多いに評価して下さり、職員のモチベーションのアップにも繋がりました。

また、ご指摘いただいた内容は、まだまだ整備が足りなかった点として、真摯に受け止め、次年度の事業計画に盛り込み、改善に努めて参りたいと思います。ありがとうございました。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	
<p>○設置法人理念に「わたしたちの使命（ミッション）・私たちの目指す姿（ビジョン）・わたしたちの信念（バリュー）」を掲げ、運営方針に「特定の大人との愛着関係を築くことにより他者への信頼基盤を形成し、子どもの最善の利益にかなう支援を行う」を明文化しています。</p> <p>○理念や基本方針については、職員会議で施設長が説明し、さまざまな事例を通して理念・方針を理解する取り組みを行い、職員への周知を図っています。また、理念を記載した「ミッションカード」を全職員に配付しています。</p> <p>●子どもや保護者には、入所時、理念を基にした施設の主な活動を口頭で説明していますが、理念や基本方針を記載した資料は作成していません。今後「生活の手引き」などに理念や方針について分かりやすく記載し、周知することが望まれます。</p>	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
<p>○施設長は、年4回開催される全国社会福祉法人経営者協議会に参加し、社会福祉事業全体の動向についての情報を得て分析を行い、関係機関と連携した中間就労支援や生活困窮家庭支援に取り組んでいます。</p> <p>○施設長は、神奈川県児童養護施設長会議に毎月出席し、児童相談所からの情報による一時保護所の状況や養育支援ニーズ、入所児童の特徴などを把握し、施設入所を必要とする子どもの推移や利用率を分析し、入所定員の確保に努めています。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】	
<p>○法人理事会で話し合われた経営課題について、施設長はスタッフ会議や各部署会議で報告し、施設では予算の削減や入所児童の柔軟な受け入れを進めています。また、事業計画に改善すべき課題を重点項目として明確にし、改善に向けて取り組みを進めています。</p> <p>○毎年外部の組織健康度診断を受け、運営上の課題を抽出しています。改善課題は理事会を経て職員会議で報告し、年度末に改善策を検討し、27年度は、会議の効率化に向けて、改善を進めています。</p>	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】	
<p>○設置法人としての10年ビジョン構想があり、ビジョンや理念・方針を基に、施設の中・長期計画（家庭的養護推進計画）を策定しています。計画は現状を踏まえ、15年後をイメージし、取り組み内容を「小規模化の推進、地域分散化の推進、家庭的養護の推進、人材の確保、育成、児童の自立支援、地域支援」として目標を置き、5年ごとの具体的な取り組みを明記し、実施状況の評価を行っています。</p> <p>○設置法人の10年ビジョンは毎年、法人所長会で見直しを行っています。</p>	

<p>② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	a
<p>【コメント】          ○27年度の事業計画には、26年度の振り返りの基、施設の運営方針実現に向けて、中・長期計画（家庭的養護推進計画）を基盤とした事業内容を示しています。          ○27年度事業計画は、「1、サービスの質の向上、2、サービスの拡大、3、職員の充実、4、地域との協働、5、財務の健全性について」を重点活動とし、計画の実行に向けて目標や方法、担当部署、数値目標などを設定し策定しています。計画の進捗状況は、各部署ごとやスタッフ会議、職員会議で報告し、協議を行っています。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	a
<p>【コメント】          ○事業計画は、児童課（係長、児童養護職員）、乳児課（係長、児童養護職員）、健康管理課（看護師）、事務課（里親支援専門相談員、栄養士、心理担当職員）の各部署ごとに職員の意見を集約し、意見を反映した上で年度末に作成し、年度初めの職員会議で職員全員に配付しています。見直しを行った際は変更点について職員に報告・周知しています。          ○事業計画の実施状況については、各部署の長が、「OJTチェックリスト」や「態度・マナー」の実施状況の把握や、職員の資質向上が図られているか等を、定期的に手順に沿って評価・見直しを行い、各課長、係長が、評価結果を基に改善や指導を行い、事業計画について見直しを行っています。</p>	
<p>② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	b
<p>【コメント】          ○事業計画内の「サウス・ピース・プロジェクト」への取り組みや施設の行事等は子どもや保護者に口頭で説明していますが、事業計画の主な内容を説明した資料を作成するなど、理解しやすい工夫はできていません。          ●事業計画は、子どもや保護者にも、分かりやすく説明した資料を作成、配付し、より理解しやすい工夫することが望まれます。</p>	

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a
<p>【コメント】          ○養育・支援の質の向上への取り組みとして、「子どもの暴言・暴力をなくすこと、自分自身を大切にすること」を目的に、26年度7月から「サウス・ピース・プロジェクト」の活動を開始し、幼稚園・小学校・中学校の教員や児童相談所職員と連携し、養育・支援の質の向上を目指して取り組んでいます。          ○施設として養育・支援に関する手順をまとめた「業務要領書」は全職員が個々に保管して確認しながら業務を行い、「業務要領書の手順理解、仕事理解、理解度評価」を定期的に行っています。また、「OJTチェックリスト」による自己評価や、上司による他者評価を毎月実施し、児童課長を中心に評価結果を分析・検討し、養育・支援の質の向上に取り組んでいます。          ○26年度末に、第三者評価の自己評価表を活用して、組織としての自己評価を行い、評価結果を所管の相模原市に提出しています。</p>	
<p>② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a
<p>【コメント】          ○毎月の職員勉強会では、「OJTチェックリスト」による自己評価で課題となった項目について問題点や改善策を話し合い、業務に対する姿勢の再確認を行い、質の向上に取り組んでいます。          ○施設は、年1回、外部機関による組織健康度診断を行い、理事長、施設長、児童課長、児童課係長、乳児課長、乳児係長、健康管理課長、里親支援係長、栄養管理係長が参加するスタッフ会議で診断結果について協議し、課題を抽出しています。抽出した課題は職員会議で共有し、改善策を策定して取り組んでいます。26年度に課題となった会議の効率化について見直しを行い、改善策を実施しています。</p>	

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】	
<p>○施設長は、施設の運営についての方針を周知徹底するため、理事長、児童課長、児童課係長、乳児課長、乳児係長、健康管理課長、里親支援係長、栄養管理係長が参加するスタッフ会議を主催し、部署をまたがって協議する内容を検討し、運営、人事等への取り組みについて明確にしています。</p> <p>○設置法人の「管理規程」に施設長、職員の職務を明記し、施設長の役割と責任については「責任権限規程」に、自立支援計画策定・管理、苦情解決、防火管理、事故対応等の役割と責任を明記し、役割と責任について職員会議で周知しています。</p>	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】	
<p>○施設長は、全国社会福祉法人経営者協議会主催の法令順守、権利擁護などの研修を年4回受講して、自身の理解度向上を図ると共に、研修内容を職員会議を通じて報告し、職員へ順守すべき法令の周知を図っています。</p> <p>○就業規則の服務規程に法令順守事項を定めるほか、個人情報保護法に基づき、個人情報保護規程、公益通報者保護に関する規程を策定して、職員に周知しています。コンプライアンス違反行為に関しては、職員が直接窓口にご相談や通報ができる対応の仕組みを定めています。</p> <p>○取引業者や利害関係者とは、適切な関係を保つために、法令順守を相互に確認しています。</p>	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】	
<p>○施設長は、職員が毎月直属の上司と個人面談をする中で、手順書に基づいた養育・支援が行われているかを把握・指導し、職員の質の向上に努めています。</p> <p>○職員は、毎月、「態度マナーチェック表」と、「OJTチェックリスト」で養育・支援に関する自己評価を行い、課長、係長が分析・評価して個々の課題を把握し、改善策を確認・指導しています。施設長はそれらの報告を受け、分析・評価結果と改善策を承認し、実行しています。</p> <p>○施設長は、昨年度より暴言や暴力等に関する問題の検討や対策についてプロジェクトを立ち上げ、運営委員会を組織し、養育・支援の質の向上に取り組んでいます。</p>	
② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】	
<p>○施設長は、衛生管理者の資格を取得し、労務、環境整備に取り組んでいます。施設の経営状況、人事、労務関連の分析は、設置法人が中心に行っています。</p> <p>○職員の「業務要領書理解度評価」をもとに、施設長は職員が業務内容を把握しているかを確認し、課題のある職員へは改善点を提示し、職員の意識向上を図っています。</p> <p>○毎年「組織健康度診断」を受け、施設としての課題、改善点を明確にし、業務改善に取り組んでいます。</p>	

### 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】	
<p>○複数の施設を有する設置法人は、施設として求める人材の質の確保のために、毎月施設説明会を開催し、参加者に児童養護施設での具体的な働き方、職場環境などを説明して、仕事への魅力を伝えています。</p> <p>○設置法人は、職員の資格取得支援、資格手当制度で、積極的に専門職職員の確保を図っています。設置法人作成の「組織人としてステージ」や「児童養護職員 ステージ」を掲げ、成長する目標をわかりやすく示しています。</p>	

② 15 総合的な人事管理が行われている。

a

【コメント】

○人事に関する規程・基準は、法人で決めています。人事評価は、課長・係長との個人面談と「力量評価基準」で評価し、施設長が最終判断するなど、多面的な評価が行われています。  
○理念に基づき、入職1年後では「部署の決め事を守る事が出来る、報告・連絡・相談が確実に出来る」3年後では、「手順書の改善提案が出来る、自分の立場を踏まえた役割を果たす事が出来る」などの、期待される職員像を明記し、自ら将来を描くことができる仕組みとしています。  
○職員の人事基準（昇給）については、給与規程があり、規程に則り行われていますが、必要に応じて施設長が設置法人の人事部門に提案することもできるようになっています。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【コメント】

○施設長は、働きやすい職場環境整備の一環として、有給休暇取得の促進を図るため、シフト勤務状況を職員と話し合い、調整しています。  
○個人面談を定期的に行い、法人内での異動などの希望や意向を確認しています。改善が必要な場合はスタッフ会議で討議し、改善を図っています。  
○昨年度、相模原市から、「ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所」として、表彰を受けています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【コメント】

○職員は毎年、「組織人としてのステージ」や「児童養護職員 ステージ」の期待する職員像を基に、職員一人一人の目標設定を行い、具体的な目標や取り組みを明確にし、管理職との面談で進捗状況や達成度を確認しています。  
○職員一人一人の「態度・マナー改善取り組み記録」があり、毎月「OJTチェックリスト」や「態度マナーチェック表」での振り返りをもとに、毎月、係長が個別面談を行い、職員の目標達成状況を確し、質の向上に取り組んでいます。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【コメント】

○職員の教育・研修については、事業計画に「職員研修計画」があり、年間の研修内容と日程が明示されています。  
○権利擁護研修は毎月の職員会議の中で行っています。  
○職員は、神奈川県児童福祉施設職員研究会、神奈川県社会福祉協議会、全国里親会、相模原市などが主催する研修会に参加しています。施設長は、個人面談で研修の受講状況確認と、受講支援を行っています。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【コメント】

○施設長は、年間の業務分野別法人内部研修や、児童指導員の外部研修参加希望者を募り、参加出来る職員のシフトの調整を行っています。  
○外部研修に関する情報は、神奈川県児童福祉施設職員研究会、神奈川県社会福祉協議会、全国里親会、相模原市などが主催する研修会情報を掲示し、職員の個人品質目標に沿って参加しています。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者 評価結果
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】		
○事業計画に、保育士、社会福祉士、社会福祉主事の実習生受け入れ、人材養成に協力する姿勢を明記していません。保育士の実習生受け入れに当たっては、学校の要望に沿って、10日～2週間の実習を行っています。 ●実習生の受け入れ、育成に関しては、施設としての実習生受け入れマニュアルや実習生の目的や職種などに考慮したプログラムを整備することが期待されます。		

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】		
○設置法人や施設の方針、施設の特徴や役割、地域への施設開放や利用、親子サロン、イベントへの案内等の情報を、ホームページで公表しています。 ○地域からの苦情については、苦情・要望対応マニュアルをもとに、対応した経緯をホームページで公表し、運営の透明性の確保に努めています。 ○施設の役割、方針、活動状況などを掲載した広報誌「相模原南児童ホーム通信」は、近隣の公民館、子どもセンター、施設に入所している児童が通園・通学する幼稚園、小・中学校に配付し、自治会には回覧しています。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【コメント】		
○施設の運営状況については、年2回法人の内部監査を実施し、毎年の監事監査で、施設の事業・財務の監査を受けています。 ○施設として毎年「組織健康度診断」を受け、施設としての課題、改善点を明確にし、業務改善に取り組んでいます。 ○施設と取引業者や利害関係者とは、適切な関係を保つために法令順守を相互確認しています。 ●内部監査は実施していますが、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行い、結果を経営改善に活かすことが望まれます。		

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】		
○事業計画に「地域との協働」として取り組み方を明記し、子どもたちは、大風祭りや稲刈りなど季節の地域行事に参加したり、芝桜下草刈りに職員と共にボランティアとして参加しています。 ○子どもたちは、公民館に併設の図書館を利用したり、地域の人と日常的に関わりを持っています。 ○子どもたちは、学校の友だちの家に遊びに行っています。施設として友だちが施設に遊びに来ることを歓迎し、リビングで遊ぶことや異性は居室には入らないなどルールを決めて対応しています。		
②	24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】		
○ボランティア受け入れに関して、施設だけでなく、子どもたち、ボランティアにとってもそれぞれが利益を受けられるよう、受け入れマニュアルを整備して、基本姿勢と児童養護施設でのボランティア活動の考え方も明示しています。 ●今後、さらなる子どもとボランティアとの交流を図るうえで、施設や子どもへの配慮事項など、ボランティアに向けて、必要な研修が望まれます。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者 評価結果
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】		
<p>○社会資源である、児童相談所・さがみはら子どもの権利相談室・区役所子ども家庭相談課・主任児童委員・児童福祉施設・学校・福祉事務所・保健所等、子どもの状況に応じた関係機関・団体の情報を把握しリスト化しています。</p> <p>○幼稚園、小・中学校、高校とは、定期的に連絡会を開催し、学校と施設の役割や方針を相互理解し、子どもたちの様子について情報交換を行っています。</p> <p>○退所前のリービングケアとして、地域の飲食店や建設関係の会社の協力を得て、就労体験・就労支援を行い、施設長を中心に、住まいの確保も含めた関連機関とのネットワーク化に取り組んでいます。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者 評価結果
①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	b
【コメント】		
<p>○施設の相談室、地域交流室、会議室を地域に開放し、利用も増加しています。</p> <p>○地域の未就園児と保護者を対象とした「親子サロン」で、親子リトミック、ベビーマッサージ、絵本の読み聞かせなどを毎月2回開催し、のべ430名の親子が参加しています。地域の子どもたちを対象とした映画鑑賞会も実施し地域福祉に取り組んでいます。</p> <p>●災害発生の際に、地域住民の一員としての役割等について、確認が望まれます。</p>		
②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】		
<p>○施設が開催する親子サロンや映画鑑賞会、施設開放事業の際や、市内各区の主任児童委員会、要保護児童地域対策会議に参加し、近隣地域の福祉ニーズを把握しています。</p> <p>○一時的な養育困難家庭に向けて、ショートステイの実施や緊急一時保護にも取り組んでいます。「かながわライフサポート事業」のコミュニティソーシャルワーカーとして登録し、生活困窮家庭に対する相談・支援に取り組んでいます。</p> <p>○関係機関と連携して里親支援に取り組み、普及啓発を行っています。里親支援に関する電話・メールなどでの相談は、平成26年度215件行っています。</p>		

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】		
<p>○子どもを尊重した養育・支援について、基本的な姿勢を「業務要領書」や「態度・マナーに関する評価項目・自己評価」「OJTチェックリスト」に明示し、また、児童養護施設運営ハンドブックを職員各自が所持し、毎月職員会議で事例を基に話し合い、職員が理解し実践しています。</p> <p>○子どもの権利擁護や基本的人権については管理規程に定め、毎月職員会議で権利擁護についての施設内研修を実施し、職員が共通理解するために取り組んでいます。職員は毎月「OJTチェックリスト」や「態度・マナー自己評価」で評価を行い、上司からの指導を受けるなど、改善に努めています。</p>		



②

29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。

b

## 【コメント】

○施設の各ユニットには、リビングやキッチン、居室（個室）があり、家庭的な環境の中で児童6～8名が生活しています。子どものプライバシー保護に配慮し、児童全員に施錠できる個室があり、学習机やロッカーがあります。同性であれば友人と自分の部屋で過ごすこともできます。

○子どものプライバシー保護に関しては、管理規程に記載し、職員は、子どもとの生活の中で居室に立ち入るときや入浴時、手紙の開封などについて適切に行われているかを、「OJTチェックリスト」や「態度・マナー自己評価」で毎月チェックし、評価・改善を行っています。

○職員は子どもの権利擁護について事例から学び、「OJTチェックリスト」や「態度・マナー自己評価」による振り返りや指導、研修を行い、虐待防止や権利擁護に取り組んでいます。

●子どもの権利擁護については設置法人の管理規程に記載し、職員はチェックリストや態度・マナー自己評価項目に基づいて支援を実施していますが、経験年数の短い職員が多く在職する中、子どもへの処遇が同じ基準、価値観で十分展開できていません。権利擁護に関する規程やマニュアルを見直し、継続して研修を実施することが望まれます。

●プライバシー保護や権利擁護について職員がどのように取り組んでいるか、保護者や子どもに周知することが望まれます。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①

30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

b

## 【コメント】

○設置法人の理念や施設のユニットでの養育・支援の内容などは、施設のホームページに生活場面の写真や詳しい説明を掲載し、分かりやすく情報提供しています。入所の際は、児童相談所の一時保護所に職員が出向いたり、施設を見学してもらい、パンフレットや「生活の手引き」を使用して、子どもや保護者に生活の内容や行事について説明しています。

●施設のホームページは担当者が毎月最新情報を更新していますが、子どもや保護者に対して入所時に情報提供する印刷物の作成など工夫が望まれます。

②

31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

a

## 【コメント】

○養育・支援の開始にあたっては、施設についての説明や見学、慣らし保育を実施した後、子どもや保護者に入所の意思確認をし、児童相談所が同意書を得ています。その後、施設にも入所決定に関する同意書を提出してもらっています。

○施設入所にあたっては、「生活の手引き」を使用して、支援の内容を説明しています。

○意思決定が困難な子どもや保護者には、児童相談所と協議して説明し、状況により入所後に同意書をもらう場合もあります。

③

32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

a

## 【コメント】

○児童の要望などで処遇に変更が生じた場合は、施設長、児童課長（家庭支援専門相談員）、心理担当職員、健康管理課職員、栄養管理係職員、児童課職員が参加するプラン検討会を開催し、随時、内容の変更を行っています。その際は、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員が窓口となり、業務要領書の手順に沿って、子どもや保護者の意向確認や家庭訪問による状況確認、児童相談所とのカンファレンスを行い、変更によって不利益が生じないようにしています。

○措置変更や再入所、家庭への移行や里親委託にあたり、変更後、移行後の関係者でネットワークミーティングを開催し、継続性を重視した引継ぎを行っています。

第三者  
評価結果

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【コメント】

○子どもの満足を把握する取り組みとして、日常生活の中で意見を聞くほか、月1回、「子ども面接」を実施し、養育担当職員が子どもと日々接する中で十分聞き取れない悩みや要望、不安に思うこと等を、時間をかけて聞き、記録しています。また、年1回、子どもにアンケートを実施し、児童課長を中心にアンケート結果から課題を分析し、職員の行動計画を立てて、改善に取り組んでいます。

○児童相談所のスーパーバイザーが参加する「サウス・ピース・プロジェクト」の運営委員会でも、子どもの意見や要望について検討しています。

●子どもからの意見や提案があった場合は、随時ユニット内で、夕食後話し合いの場を持っていますが、子ども会などを位置付け、継続した子どもからの意見聴取の取り組みが望まれます。

子ども面接、子どものアンケート結果から把握した課題を子どもと共に話し合う機会や改善策を実施して、さらに子どもの満足の向上に努めることが期待されます。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【コメント】

○苦情受付担当者は児童課長、解決責任者は施設長で、さらに、第三者委員3名を設置して、苦情解決の体制を整えています。

○設置法人の苦情・要望対応規程があり、苦情解決の仕組みを「生活の手引き」に記載し、入所時に子どもや保護者に説明するほか、意見箱を設置して、意見・要望を申し出ることができるようにしています。解決結果は、申し出た子どもに直接フィードバックしたり、ユニットごとに、職員が説明するほか、苦情を申し出た子どもや保護者に配慮した上で、ホームページにも掲載しています。

○開設時から、苦情対応記録や苦情・要望対応報告書などを蓄積し、養育・支援の質の向上に活かしています。

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

b

【コメント】

○子どもや保護者が相談したり意見を述べる方法として、日常的な職員の言葉掛けのほか、意見箱の設置やアンケートの実施、子ども面接、第三者委員への相談など、複数相談できることを、口頭で知らせています。

●「生活の手引き」には苦情解決の方法として職員への相談ができることを明記していますが、さらに、相談には、複数の方法や相手が選べることについて記載し、子どもや保護者に配付や掲示して周知することが望まれます。

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【コメント】

○「子ども面接」での意見は、記録し、面接実施報告書に基づいて、施設長、児童課長、児童課全職員、心理担当職員、児童相談所職員が参加する運営委員会で、評価と検討を行っています。

○子どもアンケートの結果からは課題を抽出して、設問ごとに課題に対する対策を検討し、子どもにフィードバックしています。

●月1回の子ども面接、年1回のアンケートを実施して子どもの意見を聞く仕組みはありますが、頻度についてさらに検討、見直しが望まれます。また、職員は子どもとの信頼関係を構築し、子どもが気持ちや考えを述べやすいように配慮するなど意見聴取の取り組みが期待されます。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】 ○安心・安全な養育・支援を実施するため、設置法人が定めた事故対応規程、不審者対応マニュアルがあり、事故報告書やヒヤリハット報告書を蓄積して月ごとに統計表を作成し、改善を図っています。 ○事故発生時の対応と安全確保については、業務要領書の手順に沿って児童課が担当し、対応しています。職員はKYT（危険予知トレーニング）研修を年数回受け、事故防止に努めています。 ○相模原警察署生活安全課の協力を得て、児童に向けて「登下校における防犯対策（子ども自身が身を守るため）」研修や自転車の乗り方指導を行い、職員には自動車事故防止（安全運転）研修を行っています。 ●リスクマネジメントに関する責任者の明確化が望まれます。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 ○感染症マニュアルを整備し、作業マニュアルを基に職員の研修を実施し、早期対応に心掛けています。マニュアルは職員全員が所持し、年2回見直しています。また、看護師が年2回、職員に向け、感染症の予防法、感染症の知識についての研修を実施し、予防に努めています。 ○感染症が発生した際は、感染した子どもには個室で食事をしてもらったり、清掃などを徹底し、蔓延防止を図っています。 ○感染症を外部から持ち込まないように、施設の訪問者全員に、施設玄関での手洗いうがいを徹底しています。玄関には、手洗い後に使用するハンドタオルを多数用意し、一人が使用した後は回収しています。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【コメント】 ○災害時の安全確保については、「消防計画」の基に対応体制を整え、施設長を隊長とした自衛消防組織を編成し、職員の任務を定めています。避難訓練は、計画書に沿って、毎月地震・火災を想定した訓練を実施し、消防署員立ち合いの基に、消火訓練や夜間の訓練も行っています。 ○子どもの安否確認については、幼稚園、小・中学校、高校などの連絡先をリスト化して、事務所に掲示しています。日常でも子どもの外出の際は行先を把握し、また、高校生以上は携帯電話を所持しており、連絡がとれるようにしています。職員には、警備会社の一斉メールシステムを利用して、安否確認ができるようにしています。 ○施設近辺にある用水路の増水の危険性を考慮し、大雨の際は近寄らないよう、子どもや職員に周知しています。		

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】 ○養育・支援についての業務手順や仕事理解のマニュアルとして、「業務要領書」「態度・マナー」「OJTチェックリスト」を職員全員が所持し、活用しています。 ○職員は、QMS教育訓練規程により、個々の職員が「業務要領書」における養育・支援の仕事を理解し、自己チェックを行うことを徹底しています。また、職員は「業務要領書理解度評価」「OJTチェックリスト」の評価項目により実施しているかどうかを確認し、上司が、仕事に対する姿勢や価値観に対する指導を行う仕組みがあります。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】 ○毎月、職員個々が養育・支援の内容について振り返りや業務のチェックを行い、振り返りを基に直属上司が講師になり、勉強会を開催しています。 ○各部署で、標準的な実施方法について検証し、プラン検討会で「業務要領書」の内容や手順について話し合い、年2回、見直しを行っています。 ○子どもとの日常の関わりでの会話や意見、各部署の職員からの提案等を踏まえ、プラン検討会で実施方法の見直しを行い、必要に応じて自立支援計画に反映する仕組みがあります。		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】 ○入所時に、児童相談所職員、心理担当職員、家庭支援専門相談員、担当職員が参加してアセスメントを実施しています。入所後は定期的または必要に応じて随時、個々の子どもについて関係する職員、学校、児童相談所職員が参加してカンファレンスを行い、アセスメントシートを作成しています。 ○プラン検討会では、アセスメントを基に、施設長、児童課長（家庭支援専門相談員）、心理担当職員、健康管理課職員、児童課職員が参加して、自立支援計画の策定、及び評価を行い、ユニット会議で関係する職員に周知し、計画にもとづく養育・支援を実行しています。 ○自立支援計画策定の責任者は施設長とし、自立支援計画を基に、改善傾向、現状維持、現状悪化等の評価を確認しています。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】 ○長期自立支援計画は年1回、短期支援計画は入所1か月後に見直し、その後、定期的に年3回見直しています。毎月の「子ども面接」や施設が行う「心理面接」で子どもの要望や意向を把握し、業務要領書の手順に沿って、課題や目標、支援方法、評価について、各部署ごとの職員が参加してプラン検討会を開催し、見直す仕組みがあります。 ○見直しを行った自立支援計画は、各ユニットと関係する職員に配付し、また、児童相談所にも送付し、周知しています。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
【コメント】 ○日々の子どもの身体状況や生活状況は、ユニットごとにパソコン上の「引き継ノート」「業務日誌」に毎日入力し、個々の子どもの「育成記録」に記録しています。職員は、出勤時に「引き継ノート」「業務日誌」を確認してから、養育・支援の業務に就いています。 ○子どもに関する日々の養育・支援については、ユニット内、ユニット間で「引き継ノート」「業務日誌」を基に情報を共有する仕組みがあります。 ○個別のファイルは、入所時の状況やアセスメントシート、短期自立支援計画票、長期自立支援計画票、育成記録等を個々にまとめて事務所に保管し、必要に応じて職員が情報を共有できるようにしています。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】 ○設置法人の個人情報保護規程があり、子どもの記録の保管、保護、廃棄、開示等、個人情報保護について規定し、入職時に法人全体で研修を実施しています。 ○責任者である施設長は、職員会議で具体例を挙げて個人情報保護に関する研修を実施し、日常的に午後のミーティングでも職員に周知しています。 ○子どもの記録のファイルは書庫に施錠保管し、持ち出しを厳禁しています。 ○保護者には、入所時に、個人情報に関する情報の利用目的など取り扱いについて説明し、同意を得ています。		

### 内容評価基準（41項目）A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
【コメント】 ○職員は、子どもとの日常での関わりや、児童相談所、病院への通所、通院時に個別の時間をとり、また、月1回の「子ども面接」、「心理相談」で子どもの声を聞き、出来る限り意向に沿うように、子どもと向き合っています。 ○日々の生活が子どもにとって最善の利益になっているかどうか、職員は月1回のユニット会議で振り返り、検証しています。ユニット会議には、課長や係長が出席し、必要に応じて心理担当職員も加わるなど、子どもにとって適切な対応がとれるよう、スーパービジョンを受ける体制があります。 ●スーパービジョン体制のもと、新人職員についても、子どもにとって適切な対応が取れ、常に子どもの最善の利益を考慮し真摯に向き合っていくことが期待されます。		

② A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
<p>【コメント】</p> <p>○子どもの出生や生い立ちについては、伝えるタイミングや内容などを児童相談所と連携して検討し、子ども一人一人についてプラン検討会でカンファレンスを行い、個々に応じた適切な時期に事実を伝える努力をしています。</p> <p>○事実を伝えた後は、通学する学校とも連携し、子どもの様子を深く観察し、対応しています。また、児童相談所の児童心理司が必要に応じて面接を行い、気持ちの変化などを確認しています。</p>	
(2) 権利についての説明	
① A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
<p>【コメント】</p> <p>○入所時には「生活の手引き」を基に、「困ったときは職員に相談できること」など、年齢に配慮した権利についての説明をしています。権利ノートは児童相談所で説明を受け、所持しています。</p> <p>○職員は、子どもの権利について、日々子どもと向き合い養育する中で振り返るほか、毎月、権利擁護の学習会を開催して、子どもに対する姿勢や価値観を統一する努力をしています。</p> <p>●子どもとの日々のかかわりを通して自己や他者の権利について、さらに理解を深めていく事が望まれます。また、入所後も権利ノートを使用し、生活の中で保障される権利についての再確認、説明が期待されます。</p>	
(3) 他者の尊重	
① A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
<p>【コメント】</p> <p>○子どもが児童相談所へ通所したり、通院する際を、担当職員との個別の触れ合いの時間として大切にしています。また、生活の中では子どもの希望に応じて一緒にマラソンをしたり、就寝前に時間をとって話を聞くようにしています。</p> <p>○幼児のケンカがあった場合はすぐ職員が止めに入り、お互いの言い分を聞いて納得できるよう支援しています。小・中・高校生の場合は本人同士で話す機会を設け、子ども同士で解決できるよう支援しています。</p> <p>○「サウス・ピース・プロジェクト」の集会や施設の行事「みなみっこ祭り」では、子どもたちが主体的に活動できる場を提供し、協力して行事を進めるなどの機会を持てるよう努めています。</p> <p>●良好な人間関係を築くために、さらに職員と子どもとが個別的にふれあう時間の確保が望まれます。</p>	
(4) 被措置児童等虐待対応	
① A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
<p>【コメント】</p> <p>○設置法人の管理規程に、体罰の禁止について明記し、倫理規程に基づいて懲戒処分を行うことを規定しています。</p> <p>○厚生労働省の児童養護施設運営ハンドブックや神奈川県社会福祉協議会児童福祉施設協議会発行の「子どもの安全と安心を護る養育ブック（被措置児童等虐待に陥らないために）」を使用して職員研修を行い、いかなるときも子どもへの体罰を厳禁することとしています。</p>	
② A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>○子どもへの不適切なかかわりがあった場合は、「管理規程」「倫理規程」に基づいて処分する仕組みがあり、施設長や課長は、業務要領書の手順に沿って職員と子どもそれぞれに事実確認を行い、その対応についてスタッフ会議や職員会議で検証することとしています。</p> <p>○27年3月から、職員一人一人が、「安心・安全への保障をどう考えるか」「子どもへの言葉遣いについて」「威圧的な態度について」などの事例を基に職員全体で話し合い、子どもへの不適切なかかわりの防止に取り組んでいます。</p>	

	<p>③ A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>○被措置児童等虐待防止については、「子どもの安全と安心を護る養育ブック（被措置児童等虐待に陥らないために）」を職員が所持し、対応マニュアルとしています。</p> <p>○被措置児童等虐待の届出・通告に関しては、児童福祉法33条に則り、利用者処遇改善相談員委員会に相談できる仕組みがあります。また、「公益通報者保護に関する規程」に沿って通告する仕組みが整備されています。</p> <p>●入所後も、被措置児童等虐待の届出・通告について児童相談所と連携を図って子どもに説明し、権利ノートのはがき活用等を再度説明することが求められます。</p>		
<p>(5) 思想や信教の自由の保障</p>		
	<p>① A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>○子どもや保護者には、入所前、施設として特に宗教による行事は行わないことを説明し、思想や信教の自由を保障しています。</p>		
<p>(6) こどもの意向や主体性への配慮</p>		
	<p>① A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>○子どもの入所にあたっては、施設見学を行っています。入所している子どもたちに、入所する子どもについて事前に説明し、居室をきれいに整備して、受け入れの準備をしています。</p> <p>○入所した時は子どもの食欲や睡眠時間が十分とれているかなどを職員が見守り、就寝前の時間に話を聞いたり、必要な日常用品と一緒に買い物に行くなど、個別の時間を大切に、分離されることに伴う不安の解消に努めています。</p>		
	<p>② A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>○ユニットでの生活で子ども同士がトラブルになったり困ったことがあった場合は、夕食後時間をとり、子ども同士で話し合う機会を持っています。</p> <p>○生活日課は基本的には施設で決めています。子どもたちの意見を基にユニットごとで話し合いの機会を持ち、子どもの意向に沿うように改善しています。</p> <p>●職員は、子どもの意向を尊重しながら共に考える姿勢を持ち支援していますが、さらに生活改善へ向けての取り組みが期待されます。</p>		
<p>(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活</p>		
	<p>① A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>○日々の生活の中で、子どもの「お菓子作りをしたい、サッカーをしたい」といった意見を反映させ、ボランティアに協力してもらって、グラウンドでサッカーをしたり、肉まんやバレンタインチョコ作りなどを行っています。</p> <p>○1階に図書コーナーを備え、ユニットに持ち帰って利用できるようにしています。また、ユニットにDVDやゲーム機を備え、使用時間や頻度について、子どもたち同士で話し合えるよう支援しています。</p> <p>○「サウス・ピース・プロジェクト」や「みなみっこ祭り」の行事では、中・高生の希望者が模擬店の開催やダンスを企画し、主体的に活動できるよう支援しています。</p> <p>●余暇の過ごし方において、習い事を奨励するなど、子どもの興味や趣味に合わせて子ども自身が選択し、自発的に活動できるよう支援することが望まれます。</p>		

<p>② A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>○子どもが金銭の自己管理ができるよう、また、どの職員でも同じ対応がとれるよう、業務要領書で手順を定め、支援しています。</p> <p>○自立支援計画に金銭管理の項目を設けて、一人一人の発達や年齢に応じて金銭感覚が身につくよう支援しています。買い物をした際は小遣い帳に記入し、職員と話し合いながら、小遣いの範囲内で計画的に金銭を管理できるようにしています。</p>	
<p>(8) 継続性とアフターケア</p>	
<p>① A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう復帰後の支援を行っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>○家庭復帰にあたっては、児童相談所からの情報を基に、子どもの意向や家族の状況などを把握し、プラン検討会やネットワークミーティングで復帰後の生活について検討しています。検討結果は、自立支援計画に反映し、職員が状況を共有しています。</p> <p>○子ども一人一人の日常の状況は「育成記録」に記録し、家庭復帰後、施設での育ちを理解できるよう「育てノート」「育ちアルバム」を作成し、退所時に手渡しています。</p> <p>○復帰後の家庭を支援する、保育所や学校、地域の主任児童委員などの見守りや連携が必要な機関とは、ネットワークミーティングを通してそれぞれの関係機関と役割分担を話し合い、支援を行っています。</p>	
<p>② A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>○高校中退の子どもについては、措置継続をしながら、自立に向けて、相模原市就職支援センターに職員が同行し、職場体験に結びつけています。</p> <p>○高校卒業後の生活が不安定な場合は、児童相談所に措置延長を要請し、児童相談所の判断を受けています。措置延長がかなわない場合で、設置法人の制度を利用して費用を負担し、継続した支援を行うようにしています。</p>	
<p>③ A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>○子どものニーズによって、退所後の生活を想定して、金銭管理や生活の方法等を話し合う「自立講座」を実施しています。</p> <p>○退所後も本人、家族からの相談があれば、家庭支援専門相談員が受けています。里親委託となった場合は里親支援専門相談員が窓口になり、継続して支援を行っています。</p> <p>○法人内の系列児童養護施設での対応体制に準じ、退所者や関係先からの連絡には対応する体制があります。</p> <p>●アフターケアについて支援体制は出来ていますので今後、必要に応じて関係機関や支援団体との協力関係の構築が望まれます。</p>	

## A-2 養育・支援の質の確保

<p>(1) 養育・支援の基本</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>○職員は、子ども一人一人の入所に至る背景を、生育歴や児童相談所（心理診断）から情報を得て、子どもの理解に努めています。職員は、日頃から子どもと生活する中で一人一人を見つめ、子どもの言葉や態度を冷静に受け止め、子どもの内面を捉えて理解するように努めています。</p> <p>●毎月子ども面接を実施して子どもの理解に努めていますが、第三者評価の利用者アンケートでは、「職員の態度について安心できないことがある」と回答した子どももいました。全職員で検討し、子どもたちの考えを十分把握することが期待されます。また施設で実施したアンケートの子どもからの意見についての改善は迅速に行うことが望まれます。</p>	

② A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。

b

【コメント】

○個々の子どもの状況に応じて基本的欲求を満たすことが出来るように、身近にいる職員がユニットの職員と合意の上判断し、柔軟に対応できる体制をとっています。甘えさせることを大切に考えており、簡単な洗濯なども職員が手助けすることもあります。  
○全員個室で生活していますが、幼児の中には一人で就寝する事に不安を覚える子どももあり、隣の部屋との仕切りを無くしたり、職員が添い寝するなどの支援をしています。居室のドアの開閉は、自分の姿を見られない様に閉めていたり、また、開放状態だったり、それぞれの子どもの意思を尊重しています。  
○子どもが就寝する前や夜目覚めた時には、子どもの話を聞いたり本の読み聞かせを行い、寝付くまでそばに寄り添うなど、触れ合いを大切にしています。  
●子どもとの信頼関係の更なる構築を図るために、更なる子どもとの個別の触れ合いの時間確保が望まれます。

③ A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。

a

【コメント】

○子どものアセスメント記録をもとに、職員は、子どもが日常で出来る事と支援が必要な事を把握し、居室の掃除・整理、食器の片付けなどを見守り、自立出来るよう支援しています。  
○子ども同士のケンカでは、子どもの力を信じて見守りながら、行動を起こす前に言葉での表現方法を伝え、相手にうまく伝わった場合は褒めるなど、日常のかかわりの中で、できたことは褒め、必要な援助を行っています。子どもたちが職員に積極的に関わってほしい場合や関わってほしくない場合などそれぞれ子どもによって状況が異なるので、ユニットで話し合いながら、対応しています。  
○子ども8人のユニットに対して朝一人、夕方二人の職員配置を基本にして、職員が子どもたちの行動を十分把握し、援助できるよう配慮しています。

④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。

b

【コメント】

○施設内での日中保育は、月ごとの保育予定表を作成し、園庭で遊ぶほか、近隣の保育園行事に参加したり、公民館でのわらべうた遊び、子どもセンターのリトミックへの参加、ふれあい科学館への散歩など、幅広い体験ができるようにしています。  
○施設に図書室があり、小・中学生は文庫本や図鑑などが利用でき、また、近くの公民館併設の図書館も利用して本を借りています。  
●子どもたちの要望を取り入れて、園庭に大型遊具が導入されましたが、小学生以上対象の遊具が不足という子どもの意見がありますので、さらに、年齢や発達段階に応じた遊具の設置が期待されます。

⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

b

【コメント】

○職員は、子どもの養育・支援で不適切な対応をしないように、ユニット会議で、支援のあり方を話し合っています。  
○施設内はもちろん、通園、通学や地域での行動で守るべきルールについて、子どもたちに教えています。中学校通学時や普段の生活で自転車に乗る時には、安全確保のためにヘルメット着用することを、理解できるように説明しています。  
○地域の大凧上げ祭り・芝桜まつりなどの行事への参加、ボランティアとして芝桜ライン草刈などで地域住民と交流し、社会的ルールが身に付くよう支援しています。  
●全職員が、日頃から子どもたちの模範となるような振る舞いや態度がとれるよう、自己評価や他者評価による振り返りを活かし、養育・支援に臨むことが期待されます。



(2) 食生活	① A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p>【コメント】</p> <p>○職員は、ユニットの対面キッチンで子どもたちと話しながら調理し、職員と子どもたちが一緒に会話を楽しみながら食事をしています。</p> <p>○食事の量や嗜好を把握し、好きなものは多めに作ったり嫌いな物をみじん切りにするなど、ユニットの職員が子どもとの話し合いの中で調理方法を変えています。部活動やアルバイトの都合で、7時前の朝食、夜10時過ぎに帰宅しても、温め直して提供したり、うどんなどは個別に調理するなど、温かい食事が食べられるように配慮しています。</p> <p>○外食を楽しむ機会として、レストランでの外食やバーベキューのほか、中華料理店での食事会に招待を受けています。</p>		
	② A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
<p>【コメント】</p> <p>○栄養士は、小学4年～6年生男子と小学4年生以上の女子の食事摂取量・栄養摂取量を基準に、中・高生男子、小学生低学年、幼児の4パターンで、必要カロリー面、必要栄養素面に配慮したメニューを作成しています。栄養士は、定期的に喫食状況を確認すると共に、子どもの代表と献立会議を行い、メニュー作りに子どもたちの意見も取り入れています。</p> <p>○食物アレルギーの有無を把握し、アレルギー児には、代替食を提供しています。また、体調に配慮し、手術した後の子どもの食事については、主治医の指示を仰ぎ、栄養士と職員が相互確認して、油分の少ない食事の提供などを行っています。</p>		
	③ A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
<p>【コメント】</p> <p>○食習慣の習得は、幼児ユニットでは子どもの発達に合わせてスプーン、フォーク、箸を使えるように、無理なく楽しみながら身に付けています。高学年はレストランでの外食でナイフ、フォークの使い方や食事のマナーを習得できるように支援しています。</p> <p>○栄養士は、七草粥、恵方巻、雛あられ、柏餅、鰻の蒲焼、流しそうめんなど、行事食を提供し、子どもたちに季節や日本の伝統行事に触れる機会を持っています。</p> <p>○子どもの希望でボランティアにクッキングに協力してもらい、おやつ作りにもチャレンジしています。</p>		
(3) 衣生活	① A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>○衣類について、小学生以下の子ども達は、衣服費の範囲で職員が好みを聞き購入したり、寄付品をフリーマーケット形式で自由に選んでいます。中・高生は、個々の子どもの発達や好みに合わせ、衣服費やアルバイト代を使って自分で購入することもあります。職員は、季節に合った服装なのかを助言しています。</p> <p>○特に制服の洗濯・クリーニングやアイロンがけは、職員が子ども達の前で手本となるように行い、中・高生は、衣服の洗濯などを個々で行えるよう支援しています。愛着がある服は修理したり、シミの付いた服は漂白するなどの支援も行っています。</p>		
(4) 住生活	① A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>○施設の庭や植栽は、子どもたちや職員、ボランティアで構成される「南救隊」によって手入れされ、整備しています。月1回美化清掃活動日を設定し、各ユニットごとに、職員と子どもたちで、ユニット内の清掃を行っています。夏場は、庭の除草も行っています。共有部分を清潔にしておくことが子どもたちにもよい影響があり、子どもたちの居室もきれいにするよう促しています。</p> <p>○居室、リビング、浴室も含め全館冷暖房完備で、子どもの部屋も個別に温度管理ができます。北側に面する部屋は、他の部屋より早めに暖房を入れています。</p>		

<p>② A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。</p>	a
<p>【コメント】</p>	
<p>○1ユニットは8人以内で、全員個室のある小規模グループでの養育を行っています。個室はそれぞれの子どもの好みの空間で安心して生活できるよう配慮しています。リビングはテレビを観たり、友だちと話したり、学習の場として使用したり、安心していただける環境になっています。 ○幼児の個室は、職員の目の届きやすい部屋を確保し、いつでも子どもの様子が伺えるようにしています。</p>	
<p>(5) 健康と安全</p>	
<p>① A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p>	
<p>○健康管理などは、子ども一人一人の自立支援計画に基づき支援を行い、「眠れない」などの日々の出来事を業務日誌、引継ぎノートに記載し、個別に把握しています。 ○職員は、危険予知訓練（KYT）活動で施設内の危険箇所、職員の目が届きにくい場所の洗い出しを行い、施設外では、子どもの発達に応じて危険箇所へ近づかない等、対応方法を伝えています。 ○入浴については、幼児は同性の職員と一緒に入浴し、小学生低学年は職員見守りながら一人で入浴し、小学生高学年以上は一人で入浴できるよう支援しています。整容（髪、爪など）は、職員が毎月チェックリストをもとにチェックしています。</p>	
<p>② A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	a
<p>【コメント】</p>	
<p>○職員は、健康管理課の指導のもと、子どもたちの日常の健康状態の把握に努めています。 ○毎月、身長・体重を計測し、個人別の成長記録として残しています。健康診断は、学校での健康診断を含めて年2回、歯科健診を年1回行っています。学校で受けられなかった子どもは、医療機関で健康診断を受診しています。受診や服薬が必要な子どもに対しては、その必要性を理解出来るように説明しています。 ○健康管理課職員は、職員に対してインフルエンザなどの感染症やノロウイルスでの食中毒について、その予防と対処法の研修を行っています。精神的な面での「怒りの感情をコントロールするための訓練」（アンガーマネジメント）も行っています。</p>	
<p>(6) 性に関する教育</p>	
<p>① A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	a
<p>【コメント】</p>	
<p>○生教育委員会の中で、職員と子ども達に「性」だけでなく、生きていくために必要な知識・技術を身につけることを教えています。児童相談所の保健師と協働し、幼児と小学生には絵本を、高学年では人形を使い、年齢に応じた性教育としての保健教育を行っています。子どもたちに、体に関するいいタッチ、悪いタッチを具体的に示して教えています。 ○職員、特に新任の職員と入職内定者に対しては、子どもと接する前に、性教育プログラムの幼児版、小学生版、中・高生版を使ってどう対応するかを、児童相談所の保健師と協働して、研修を行っています。</p>	
<p>(7) 自己領域の確保</p>	
<p>① A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。</p>	a
<p>【コメント】</p>	
<p>○子どもは、入所時に職員と一緒に買い物に行き、茶碗と箸を一人一人の好みに応じて購入しています。職員は、自分のものとして愛着を持って使用するように伝えていきます。 ○子ども一人一人の個室には机、クローゼットを用意し、個人所有のものを保管しています。紛失防止のため、及び、子どもにとって大切な物（カード、家族の写真、手紙、見られたくない物）を収納する机の引き出しは鍵付で、個人管理しています。職員は、非常時にマスターキーを持っています。 ○衣服、タオルなどの日用品には、それぞれタグなどの目立たないところに名前を書いています。子どもの要望で、名前ではなくイニシャルやマークで区別することもあります。洗顔用タオルは洗面所に、浴室用タオルは脱衣所に個人別に収納しています。</p>	

<p>② A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>○成長の記録を残すため、カメラは、小学生以上の男子用1台、女子用1台、他に2台の計4台備えています。</p> <p>○サウス・ピース・プロジェクトのアルバム部が主体となって、子どもの成長を記録として残しています。運動会の様子、幼稚園での様子などを撮影するほか、学校や幼稚園で販売の写真購入も行っています。毎年2月に職員が子ども一人当たり25枚程度を選んで印刷し、一人一人の成長の記録として、各ユニットに置いています。</p> <p>○子どもが施設を退所する時は、育ちノートと育てアルバムを、成長記録として振り返りができるように手渡しています。</p>	
<p>(8) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>	
<p>① A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>○子どもが、年齢が下の子どもに自分のいらいだちをぶつけたり、物に当たるなどの行動上の問題に対して、職員が子どもに正しい言い方や行動を教えています。また、その場では問題の中身を深く聞かず、落ち着いてから寄り添い、気持ちを聞くようにしています。行動上の問題があった場合は、ワーカー室（職員の事務室）や空いている部屋を利用して、一対一で聞く事を心掛けてます。</p> <p>○行動上の問題があった子どもについて、児童相談所の協力で問題解決したり、発達に障がいがある場合は、神奈川県立こども医療センターの医師の訪問を受け、学校の担任、教務主任、児童相談所などの異なる専門家と一緒に、よりよい援助の在り方について話し合うケースもあります。</p>	
<p>② A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>○サウス・ピース・プロジェクトの取組みで、「暴言・暴力をなくそう」「自分を大切にしよう」を柱とし、スローガンに「伝える」を掲げ、職員、子どもの代表と活動しています。サウス・ピース・プロジェクトでは、毎月1回の『子ども面接』、面接の結果や面接を踏まえて把握した課題を話し合う毎月開催の『運営委員会』、年2回開催する学校関係者、児童相談所と子ども、全職員が参加する『集会』を通じて、スローガンを実現する取り組みを行っています。</p> <p>○ユニットの構成は、入所時に児童相談所の情報を得て、子どもにとって最良と思われる環境を準備しています。</p>	
<p>③ A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>○保護者の強引な引取りが予測される場合には、事前に児童相談所及び警察署に相談して連絡体制を整え、強引な引取りが防止出来るよう連携し、子どもの安全について配慮しています。</p> <p>○引取りの可否については、児童相談所と児童課長、係長を通じてカンファレンスを繰り返し行い、子どもや保護者の意向や様子を踏まえて親子関係再構築プログラムを組み、慎重に行っています。</p>	
<p>(9) 心理的ケア</p>	
<p>① A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>○心理的支援を必要とする子どもについて、児童相談所担当職員と協議連携し、心理支援プログラムを策定し、子どもや保護者への援助を行っています。施設には、箱庭などを備えた複数の心理療法室を設置し、子どもの状況に応じて時間や回数を決め、心理担当職員が子どもとの「心理面接」を実施しています。</p> <p>○心理担当職員は、子どもの担当職員へのコンサルテーションや、自立支援計画策定及び評価を行うプラン検討会に参画し、個々の子どもの意向や現在課題となっている状況を把握しています。また、心理的ケアが必要な子どもへの対応や理解について、心理担当職員が職員に向けて年4回テーマを決め、スーパービジョンを行っています。</p>	

(10) 学習・進学支援、進路支援等	① A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>○子どもが学校から帰ってくると、各ユニット職員が宿題のフォローを行い、学習習慣が身に付くようにしています。インターネットを利用して子どもにあった学習プリントなどを用意し、基礎学力の回復に努めています。</p> <p>○施設の1階には学習室を整備し、子どもの希望や学力に応じて学習ボランティアを活用し、学習支援を行っています。中学生は希望する学習塾を利用し、基礎学力の回復や受験対策を行っています。</p> <p>○幼稚園、小・中学校とは学期ごとに連絡会を開き、高校へは訪問して、子どもの対応や学力について情報交換を行っています。</p>		
	② A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>○進路については、中学1年生の早い時期から、職員が、インターネットからの情報や学校案内のパンフレットを取り寄せ、高校見学に同行して進路選択に必要な判断材料を子どもに提供し、自己決定できるようにしています。</p> <p>○自立支援計画策定時には、進路についての子どもの意向確認を行い、意向を基に親、学校、児童相談所と連携してプラン検討会議で話し合い、繰り返し進路調整を行っています。</p> <p>○設置法人は子どもの最善の利益にかなった進路（公立、私立、全日制、定時制）選択ができるよう、貸付制度（就学支援金）の利用が可能であることを文書化し、説明しています。高校中退児や高校卒業後も、進学を希望する子どもについて入所を継続して支援を行い、進学希望者には設置法人の奨学金制度の利用や生活面で職員が相談にのり、進学が実現できるよう支援しています。</p>		
	③ A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>○アルバイトや職場体験については、施設長が日頃から理解を得るために地域を回り、アルバイト先や体験先の開拓に努め、体験先の事業主と連携し、通学をしながら就労できるようにするなど、その子どもにあった体験となるよう支援しています。</p> <p>○子どもがアルバイトや職場体験を行うにあたって、各ユニットでは、社会の仕組みやルールについて話し合い、職員は遅刻や無断欠勤のないよう見守り、精神面での支援も行っていきます。</p> <p>○施設は、ユニバーサル就労支援の事務局を担っており、社会体験協力事業所として地域との連携を図っています。</p>		
(11) 施設と家族との信頼関係づくり	① A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>【コメント】</p> <p>○家庭支援専門相談員を配置し、家族にパンフレットや「生活の手引き」を基に支援方針等について説明し、信頼関係を構築できるようにしています。家庭支援専門相談員は、自立支援計画策定・評価を行うプラン検討会や各種会議に参画し、施設全体の状況を把握して、児童相談所との連携の基、家族関係調整や相談に応じています。</p> <p>○自立支援計画を基に、個々の子どもの状況に応じて面会・外出・外泊に取り組み、面会・外出・外泊を行っています。外出・外泊後は子どもの様子を確認し、あざなどがあった場合は、進行を見合わせ、児童相談所に報告し対応しています。</p>		
(12) 親子関係の再構築支援	① A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>○親子関係の再構築にあたり、子どもや家族の意向を確認し、それぞれのケースについて、家庭支援専門相談員、係長、担当職員、児童相談所職員、心理担当職員と、支援方針についてのカンファレンスを行っています。</p> <p>○親子関係再構築の段階になった場合はプログラムを組み、「家族プラン」を作成して面会・外出・外泊・在宅生活について目標を定めて実施し、実施後は関係する職員で繰り返し合同ミーティングを開催して振り返りを行い、今後の支援につなげています。</p> <p>○親子生活訓練室を設置し、退所に向けて親子が生活訓練のため、主に土曜、日曜日に利用するなど、家族支援に取り組んでいます。</p>		